

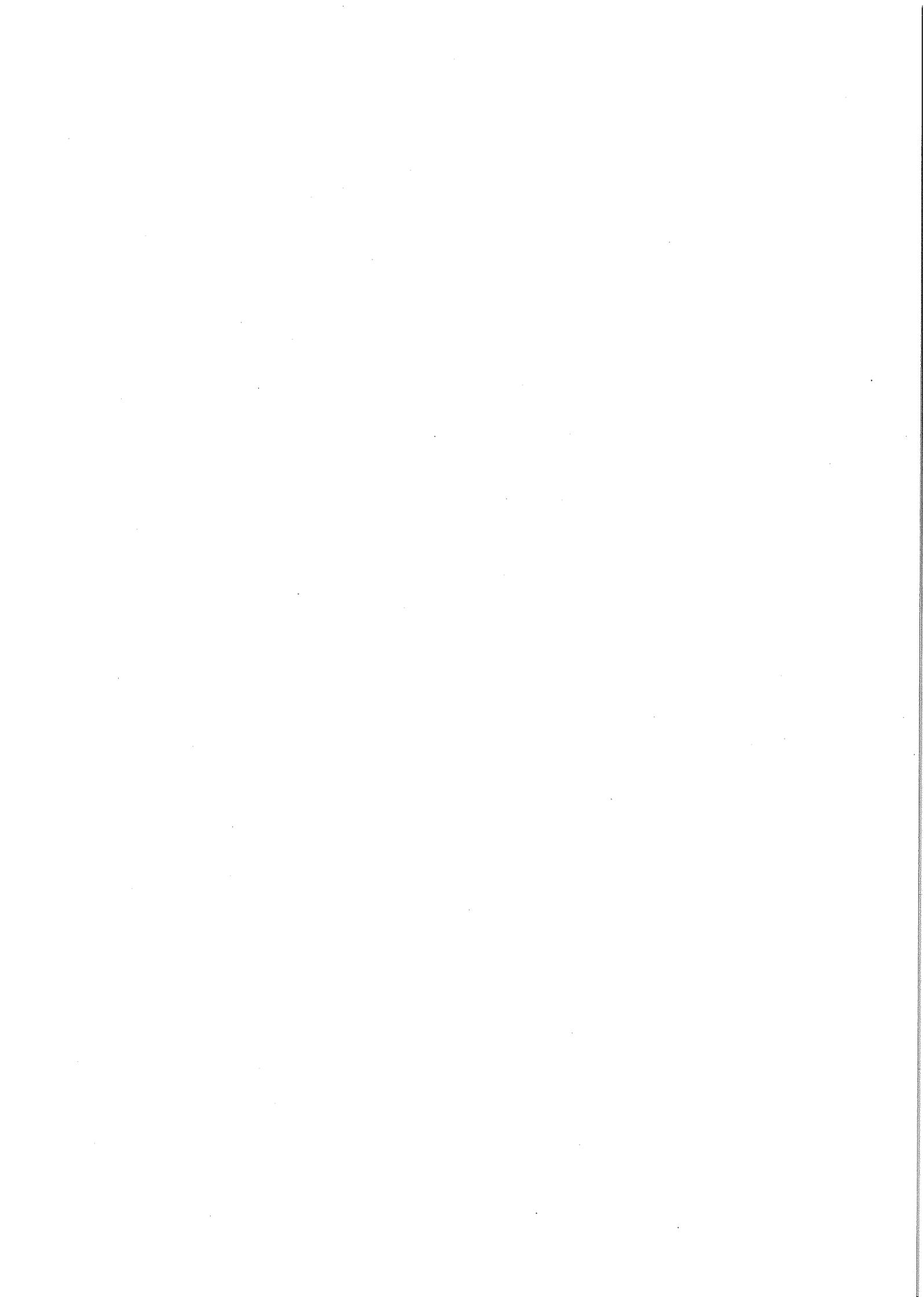
議案第 2 号

野田市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定について

野田市国民健康保険条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月30日提出

野田市長 鈴木 有



野田市国民健康保険条例等の一部を改正する条例

(野田市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 野田市国民健康保険条例(昭和43年野田市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第41条第2項中「閏年」を「うるう年」に改める。

附則第4項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(野田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第2条 野田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和61年野田市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第11条に次の1項を加える。

2 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

附則第3項中「第11条」を「第11条第1項」に、「同条」を「同項」に、「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(野田市介護保険条例の一部改正)

第3条 野田市介護保険条例(平成12年野田市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「閏年」を「うるう年」に改める。

附則第4条中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合

(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(野田市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第4条 野田市後期高齢者医療に関する条例(平成20年野田市条例第7号)の一部を次のように改正する。

附則第3条中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

(施行期日)

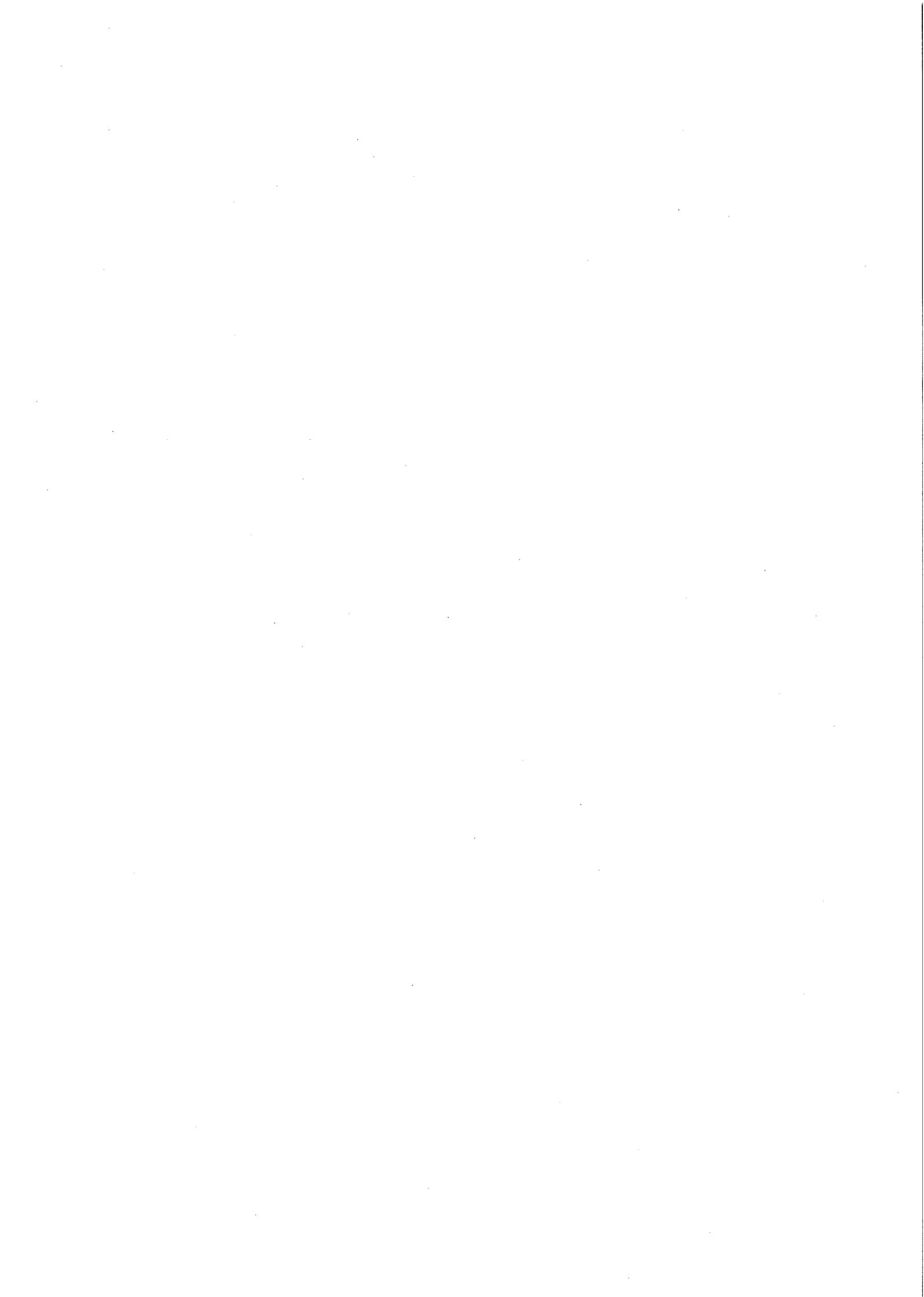
1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の野田市国民健康保険条例附則第4項の規定、第2条の規定による改正後の野田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例附則第3項の規定、第3条の規定による改正後の野田市介護保険条例附則第4条の規定及び第4条の規定による改正後の野田市後期高齢者医療に関する条例附則第3条の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、関係条例の延滞金の割合の特例に関する規定を整理しようとするものである。



参考資料

野田市国民健康保険条例等の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市国民健康保険条例(昭和43年野田市条例第25号)(第1条関係)

改 正 案	現 行
<p>(延滞金) 第41条(略) 2 前項に規定する年当たりの割合は、<u>うるう年</u>の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>4 当分の間、第41条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における<u>延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合</u>とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>	<p>(延滞金) 第41条(略) 2 前項に規定する年当たりの割合は、<u>閏年</u>の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>4 当分の間、第41条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。))</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合</u>とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合</u>(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>

○ 野田市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和61年野田市条例第36号)(第2条関係)

改 正 案	現 行
<p>(延滞金) 第11条(略) 2 前項に規定する年当たりの割合は、<u>うるう年</u>の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>3 当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、<u>同項</u>の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割</u></p>	<p>(延滞金) 第11条(略)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>3 当分の間、第11条に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、<u>同条</u>の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年</u></p>

合をいう。)に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年 7.25 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.5 パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年 7.25 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.25 パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.25 パーセントの割合を超える場合には、年 7.25 パーセントの割合)とする。

1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年 7.25 パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年 14.5 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.25 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.25 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.25 パーセントの割合を超える場合には、年 7.25 パーセントの割合)とする。

○ 野田市介護保険条例 (平成 12 年野田市条例第 7 号) (第 3 条関係)

改 正 案	現 行
<p>(延滞金) 第 8 条 (略) 2 前項に規定する年当たりの割合は、<u>うるう年の日を含む期間</u>についても、365 日当たりの割合とする。 附 則 (延滞金の割合の特例) 第 4 条 当分の間、第 8 条第 1 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。))に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合)とする。</u></p>	<p>(延滞金) 第 8 条 (略) 2 前項に規定する年当たりの割合は、<u>閏年の日を含む期間</u>についても、365 日当たりの割合とする。 附 則 (延滞金の割合の特例) 第 4 条 当分の間、第 8 条第 1 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合)とする。</u></p>

○ 野田市後期高齢者医療に関する条例 (平成 20 年野田市条例第 7 号) (第 4 条関係)

改 正 案	現 行
附 則	附 則

(延滞金の割合の特例)

第3条 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(延滞金の割合の特例)

第3条 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

